

[事案 2024-225] 新契約取消請求

・令和7年10月16日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年12月に、自分の母を法定代理人親権者（以下「申立人母」）として契約した個人年金保険について、以下の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集時に募集人に対して、「途中で減額や払済にできますか」と複数回確認したところ、「減額や払済にできます」と回答された。
- (2)「減額や払済にできます」と言われたので、減額や払済にしても損をしないという意味であると理解した。しかし、実際には、減額・払済にした場合には、多くの場合、受け取る金額が既払込保険料を超えることがないものであった。
- (3)募集人は、減額・払済にした場合には損をすることについて説明をすべきであり、もし自分が正しく理解していれば契約していなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人母から、減額・払済にしても損をしない商品をお願いしたいという申し出がなされたことはなく、法律行為の基礎とした事情は表示されていない。また、仮に表示されていたとしても、申立人側には重過失がある。したがって、錯誤による取消しは認められない。
- (2)募集人は、申立人母に対して、減額または払済にしても損はしないという誤った説明はしていない。
- (3)ご契約のしおりには、保険料の減額・払済保険への変更についての説明が記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)本件では、申立人母は7年後には定年を迎え、保険料を支払うことができなくなる可能性も見込まれること、相続税対策の契約であり将来申立人が保険料を支払うことは想定されていないこと、30年程度は解約返戻金が既払込保険料を下回る契約であること等を踏まえると、将来的に本契約を減額または払済にする可能性は高く、その場合に、受け取る金額が既払込保険料を下回る可能性が高いものと考えられる。
- (2)したがって、募集人は、払済や減額の説明をするのであれば、その場合のデメリットについても、通常よりも丁寧に説明した方が望ましかったものと言え、もしそのような説明がなされていれば、本件紛争は生じていなかったものと考えられる。
- (3)申立人母が7年後に定年を迎えること、本契約は相続税対策が目的であること等の事情を

踏まえると、契約時に減額・払済が前提とされていた可能性は否定できず、そもそも本契約が申立人のニーズに合っているのか、適切な意向確認がなされているのかという点にも疑問が残る。

- (4) 本件では、以上のような事情および疑問点について、募集人の事情聴取により確認する必要があったため、裁定審査会から複数回事情聴取の要請をしたが、実施することはできなかった。そのため、募集に関する経緯につき募集人に確認することができず、本件募集における募集人の行為が適切なものではなく、そのことが本件紛争の原因となった可能性は否定できない。